

埼玉県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事前協議要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に際し、あらかじめ必要な手続き等を定め、迅速な手続きの実施と高齢者のニーズや市町村の福祉サービスの状況を踏まえた地域バランスに配慮した供給を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱は、法に基づき埼玉県内においてサービス付き高齢者向け住宅事業（政令市及び中核市の市内において設置運営されるものを除く。以下同じ。）の登録を受け、設置（既存建物を改修又は用途転用する場合も含む。）しようとする者を対象とする。

(サービス付き高齢者向け住宅供給の目途)

第3条 設置者及び県は、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に当たっては、地域バランスに配慮した供給に努める。

第2章 サービス付き高齢者向け住宅事業の審査

(審査の手続き)

第4条 設置者は、事前協議の審査を受けなければならない。事前協議では、登録に伴う審査が円滑に行われるよう登録申請時に行う審査項目について事前に審査を行う。なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けるサービス付き高齢者向け住宅事業として審査を受けようとする設置者は、指定権限を有する者と指定に関し協議しなければならない。

2 前項の事前協議は、別表1の区分により事務を行う。

第5条 削除

(市町村への意見聴取)

第5条の2 設置者は、サービス付き高齢者向け住宅の建設等にあたり国の補助金の交付を受けようとするときは、必要に応じ様式第1号の「サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市町村意見聴取について」及び様式第2号の「サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市町村意見聴取申請書」（以下「意見聴取申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を受けたときは、意見聴取申請書により当該市町村に意見を照会しなければならない。

3 意見の照会を受けた市町村は、遅滞なく様式第3号の「サービス付き高齢者向け住宅整備推進事業意見聴取に対する回答」（以下「回答書」という。）により回答しなければならない。

4 知事は、前項の回答書を受けたときは、設置者に速やかに通知しなければならない。

(事前協議)

第6条 設置者は、建築基準法による建築確認申請等の前に、県に対し事前協議を行うものとする。なお、国に対してサービス付き高齢者向け住宅整備に係る補助事業への交付申請を予定している場合は、原則として設置予定地の市町村等への事前確認をしたうえで、別表2の書類を添付の上、様式第4号の「サービス付き高齢者向け住宅設置計画事前協議書」を知事に提出しなければならない。

2 前項の事前協議に係る書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

(事前協議済書の交付)

第7条 知事は、設置計画の内容が法第7条の規定による登録基準に照らし適合していると認められた場合は、設置者に様式第5号の「サービス付き高齢者向け住宅設置計画事前協議済書」（以下「協議済書」という。）を交付しなければならない。

2 設置者は、建築基準法による建築確認申請を必要とする場合、協議済書を受領した後に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成23年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

2 改正前の埼玉県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事前協議要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（事前協議における役割分担）

| | 都市整備部 | 福祉部 |
|------|---|---|
| 役割分担 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前協議の受付 ○ 登録基準のうち次に掲げるハードに関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・規模 ・構造及び設備 ・加齢対応構造等 ・入居資格等 ・契約関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録基準のうち次に掲げるサービスに関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・状況把握・生活相談サービスその他高齢者生活支援サービス ・契約関係 |

別表2

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①法第6条に掲げる事項を記載した書類 ②縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図 ③共同省令第8条かっこ書きに該当する場合は、共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（入居者等が必要な時間に自由に利用できる部分であり、通路に要する部分及びサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等と共同で利用する部分並びに専らサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等が使用する部分は含まない。）の場所及び面積を記載した平面図（ただし、④の各階平面図に記載がある場合は添付を要しない。） ④共同利用部分面積計算表 ⑤サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類 ⑥加齢対応構造等のチェックリスト ⑦入居契約に係る約款 ⑧重要事項説明書 ⑨サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、委託契約に係る書類 ⑩法第7条第1項第八号に掲げる基準に適合することを証する書類 ⑪設置予定地の市町村長の「サービス付き高齢者向け住宅整備推進事業意見聴取に対する回答」（様式第3号）の写し ⑫入居契約のチェックリスト ⑬高齢者生活支援サービスの提供に係る約款 ⑭その他必要と認める書類 |
|--|